

ENEOSでんき供給条件説明書

本書では、当社がお客さまに電気(商品名:「ENEOSでんき」)を販売する際の条件(電気供給条件)を概説します。
詳しくは当社ENEOSでんき約款等(当社ホームページに掲載)をご確認願います。

お申込みの際は、当社のENEOSでんき約款に記載された事項をご承認いただき、かつ、本書をご確認のうえお申し込みいただきますようお願いいたします。

1. 申し込み方法

- インターネットまたは申込書によりお申し込みいただけます。

2. 電気の需給開始予定日等

- 他の小売電気事業者から当社に需給契約を切り替える場合の需給開始予定日は、お客さまのお申し込みをいただいた後、一般送配電事業者および新旧小売電気事業者において切替手続が完了した日から1営業日に2暦日を加えた日以降になります。ただし、スマートメーターへの取替工事が必要となる場合は、切替手続が完了した日から原則8営業日に2暦日を加えた日以降となります。
 - お引越しの場合の需給開始予定日は、原則としてお客さまの希望した日となります。
- なお当社および他の小売電気事業者に申し込みせずに既に電気の使用を開始している場合は、使用を開始した日にさかのぼって需給開始日といたします。

3. 電気料金

- VプランおよびAプランは以下の通りです。(一月につき)

		(税込)	
		Vプラン	Aプラン(※)
基本料金	契約電流10アンペアにつき	280 円 80 銭	280 円 80 銭
	(契約電流15アンペアの場合)	421 円 20 銭	421 円 20 銭
	契約容量1キロボルトアンペアにつき	280 円 80 銭	280 円 80 銭
電力量料金 (従量料金)	最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	19 円 52 銭	20 円 76 銭
	120キロワット時を超え300キロワット時までの1キロワット時につき	24 円 09 銭	23 円 26 銭
	300キロワット時を超える1キロワット時につき	25 円 75 銭	25 円 75 銭

※Aプランは2017年5月21日をもって新規ご加入の受付を終了させていただきました。なお、2017年5月21日時点で、ご契約またはお申し込みをいただいているお客さまにつきましては、Aプランを引き続きご利用いただけます。

- 動力プランは以下の通りです。(一月につき)

		(税込)	
基本料金	契約電力1キロワットにつき	950 円 40 銭	
電力量料金 (従量料金)	第1段階使用量(※1)までの1キロワット時につき	夏季 (※2)	16 円 77 銭
	第1段階使用量を超える1キロワット時につき	その他季 (※2)	15 円 22 銭
			18 円 48 銭

※1. 第1段階使用量とは契約電力に110時間を乗じた電力量とします。

※2. 算定期間終了日時点での季節の単価を当該料金算定に用います(夏季:毎年7/1~9/30、その他季:毎年10/1~6/30)

- 実際の電気料金は燃料費調整額を加減算し、再生可能エネルギー発電促進賦課金を加算します。(詳しくはENEOSでんき約款をご確認願います)

4. 工事費等

- 計量器および電流制限器等は、一般送配電事業者の所有とし、一般送配電事業者の負担で取り付けます。ただし、特に多額の費用を要する場合はお客さまの所有とし、お客さまの負担で取り付けいただくことがあります。
- 電力需給の開始または需給契約の変更等に伴い、一般送配電事業者が供給設備を新たに施設または変更する場合で、当社が託送供給等約款に基づいて、一般送配電事業者から工事費の負担を求められた場合は、当社はその実費を工事費負担金としてお客さまから申し受けます。

5. その他ご負担いただく費用

- お客さまが料金を支払期日を経過して、なお支払われない場合、支払期日の翌日から支払日までの日数に応じて年利10%の延滞利息を申し受けます。
- お客さまからの申し出により、各種書類を発行するときは、手数料として1通につき、次の金額をご負担いただきます。

(A)請求書・利用明細書:162 円(税込)	(B)請求書・利用明細書:108 円(税込)	領収書:162 円(税込)	支払証明書:756 円(税込)
------------------------	------------------------	---------------	-----------------

※請求書・利用明細書については2019年3月2日以前に当社が発行した場合は(A)を、2019年3月3日以降に当社が発行した場合は(B)を適用いたします。

- 動力プランをご契約のお客さまで、最大需要電力がその契約電力を超過した場合、または契約電力の算出の基準となる負荷設備以外の負荷設備によって電気を使用された場合には、契約主開閉器の容量に基づく契約電力に変更、または契約電力を適正な値に変更いただきます。この場合、変更にかかる諸費用はお客さまのご負担となります。

6. 電気料金に関する割引・キャンペーン等

にねん とく割	VプランおよびAプランの2年単位でのご利用をお約束いただいた場合、月々の電気使用量に20銭/キロワット時(税込)を乗じた金額を割引きます。 なお、にねん とく割のご契約が3年目以降となった場合は、上記単価を30銭/キロワット時(税込)に変更し、割引きます。
ENEOSカード割引 (C・P・S・ニコス)	・(適用条件)インターネットまたは申込書によりENEOSカード(クレジットカード)の券面に記載されている15桁のお得意様番号をご登録頂き、かつENEOSカードで「ENEOSでんき」の電気料金をお支払いいただいたお客さまが、ENEOSサービスステーションでENEOSカードにて給油(ガソリン・軽油・灯油)すること。 ・(割引内容)「ENEOSでんき」の電気料金の請求月の翌々月給油分について、通常のENEOSカードのご優待に加えて更に1円/ℓが割引となります。ただし割引対象は、ご契約数・燃料油の種類によらず、本人・家族カードでのご利用合算で毎月合計150ℓまでとなります。割引はENEOSカードのご請求時に当社が実施します。
ENEOSカード割引 (CB) シナジーカード割引	・(適用条件)対象カードで「ENEOSでんき」の電気料金をお支払いいただくこと。 ・(割引内容)「ENEOSでんき」の請求月に電気料金から月額100円(税込)割引させていただきます。 なお最初にお支払いいただいた翌月 から割引きを適用します。
でんき・ガス加入特典	・(適用条件)2020年3月31日までに、契約名義、使用場所および支払方法が同一であるENEOSでんきとENEOS都市ガスの両方をお申し込みいただいております、かつその後ENEOSでんきの契約が成立し、2020年6月30日までにENEOS都市ガスの供給を開始していること。なお、適用は、1電気契約に対し、1ガス需給契約とします。 ・(割引内容)ガス料金等請求額から月額600円(税込)を5ヵ月間(合計3,000円)割引させていただきます。割引額が600円に満たない場合は6ヵ月目以降に繰り越します。
その他の割引・ポイント 還元・キャンペーン	・提携クレジットカード、Tポイントその他の割引、ポイント還元、キャンペーンは、当社ホームページまたはENEOSでんき・都市ガスカスタマーセンターでご確認願います。 ・代理店(媒介者)による割引・キャンペーンがある場合、その詳細は本紙裏面の代理店(媒介者)にご確認願います。

7. 契約電流、契約容量および契約電力(詳細は、当社のENEOSでんき約款をご参照願います)

VプランまたはAプランの 契約電流(アンペア)	10アンペア、15アンペア、20アンペア、30アンペア、40アンペア、50アンペアまたは60アンペアのいずれかとし、原則としてお客さまの申出によって定めます。
VプランまたはAプランの 契約容量(キロボルトアンペア)	原則として契約主開閉器の定格電流または契約負荷設備の総容量に基づき算定いたします。ただし、他の小売電気事業者から当社へ需給契約を切り替える場合は、他の小売電気事業者との需給契約終了時点の契約容量を引き継ぐものとします。
動力プランの契約電力 (キロワット)	原則として契約主開閉器の定格電流または契約負荷設備の総容量に基づき算定いたします。ただし、他の小売電気事業者から当社へ需給契約を切り替える場合は、他の小売電気事業者との需給契約終了時点の契約容量を引き継ぐものとします。

8. 供給電圧および周波数

- ・VプランおよびAプランの供給電圧は、原則として交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトです。
- ・動力プランの供給電圧は、原則として交流3相3線式標準電圧200ボルトです。
- ・周波数は原則として標準周波数50ヘルツです。

9. 供給電力(量)の計測方法および料金調定方法

- ・使用電力量の計量は、一般送配電事業者が取り付ける記録型電力量計の読みによるものとし、託送供給等約款における接続供給電力量をもって使用電力量とします。
- ・料金の算定期間は「一月」とし、原則として前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間とします。
- ・料金の支払義務は原則として検針日に発生するものとし、支払期日は、支払義務発生日の翌日から起算して30日目といたします。

10. 料金の支払方法

クレジットカードまたは口座振替の、2種類からご選択いただけます。

なお、クレジットカードによるお支払いの場合は、指定カードの発行会社の規約に基づきお支払いいただけます。

※ 口座振替をご選択の場合、お申し込みいただいてから口座振替の開始までは1~2ヵ月程度かかることがあります。お手続きが完了するまでの間、振込票(コンビニエンスストア専用)でお支払いいただく場合があります。

11. お客さま側の保安等に関するご協力

- ・一般送配電事業者の供給設備の工事および維持のために必要な用地の確保等についてご協力をお願いします。
- ・一般送配電事業者の供給設備の故障・点検・修繕・変更その他工事にやむをえない場合、または需給上・保安上必要な場合、お客さまの電気の使用の制限・中止にご協力をお願いします。
- ・業務上必要とする場合に、お客さまの土地または建物に立ち入ることにご承諾をお願いします。
- ・一般送配電事業者が実施する託送供給の停止に伴い、お客さまの電気設備に適当な処置を行う場合に、必要に応じてこれにご協力をお願いします。
- ・お客さまが引込線、計量器等その他需要場所内の一般送配電事業者の電気工作物に異状もしくは故障があり、またはそれらが生ずる恐れがあると認めた場合、またはお客さまの電気工作物に異状・故障があり、それが一般送配電事業者の電気工作物に影響を及ぼすおそれがある場合、速やかに一般送配電事業者へ通知していただきます。
- ・お客さまが一般送配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすような物件・設備の設置、変更または修繕工事をされる場合は、あらかじめ、その内容を一般送配電事業者へ通知していただきます。
- ・お客さまが電気工作物の変更工事を行った場合には、その工事が完成したとき、速やかにその旨を一般送配電事業者または登録調査機関に通知していただきます。また一般送配電事業者が法令に定められた調査を行う際には、必要に応じて配線図のご提示などご協力をお願いします。

12. 契約期間・更新

- ・契約期間は、需給契約が成立した日から、料金適用開始日以降1年目までといたします。
- ・契約期間満了に先だって需給契約の終了・変更が無い場合、需給契約は満了後、1年毎に同一条件で継続されるものとします。

13. 契約変更・解約の期間制限

- ・契約変更・解約の期間制限は設定致しません。

14. 契約変更・解約に伴う費用

・契約後、供給開始前の契約解除

一般送配電事業者が供給設備の一部または全部を施設したのち、お客さまの都合によって需給開始に至らないで需給契約を変更または廃止される場合は、当社は、一般送配電事業者から当社に請求された当該費用の実費をお客さまから申し受けます。

なお、実際に供給設備の工事を行なわなかった場合であっても、測量監督等に多額の費用を要したときは、その実費を申し受けます。

・契約後1年未満の契約解除

お客さまが契約電流、契約容量または契約電力を新たに設定し、または増加された日以降1年に満たないで電気の使用を廃止しようとし、または契約電流、契約容量もしくは契約電力を減少しようとする場合には、当社は、原則、需給契約の変更または消滅の日に、託送供給等約款に基づき一般送配電事業者から当社に請求された料金、工事費の精算額をお客さまから申し受けます。

・割引契約(にねん とく2割)の解約金

割引適用開始日の次の検針日から21ヵ月目となる月以前で「にねん とく2割」契約の廃止の申し出、または需給契約の廃止があった場合には、1,080円(税込)の解約金が発生いたします。

15. お客さまからの申し出による契約の変更

- ・契約種別、契約電流、契約容量等の変更をされる場合は、申込みをされた日以後、原則として最初の検針日または計量日から適用いたします。

16. 当社からの申し出による解約

お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社は需給契約を解約する場合があります。

- ・一般送配電事業者により電気の供給を停止されたお客さまが当社の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合
- ・お客さまがこの需給契約の料金または他の需給契約の料金を支払期日をさらに20日経過して、なお支払わない場合
- ・お客さまが料金以外の債務(延滞利息、保証金、違約金、工事費負担金その他ENEOSでんき約款から生ずる金銭債務をいいます)を支払わない場合
- ・お客さまがENEOSでんき約款に記載されていることに違反した場合
- ・お客さまが反社会的勢力関係者と判明した場合、または反社会的勢力関係者の疑いがあると認められた場合

17. 電気の使用方法

お客さまの電気の使用が、他のお客さまの電気の使用を妨害し、また他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼすとき、もしくはそのおそれがある場合は、お客さまの負担で必要な対策を行って電気を使用していただきます。

18. その他

- ・お客さまが契約開始以前に電気を使用していた場合の電力使用は無契約での電力使用となるため、遡及して当社との契約が必要になります。
- ・当社と新規にご契約いただくことに伴い、現在ご契約中の小売電気事業者との間で契約途中の解約金等が発生する可能性があります。詳しくは現在ご契約中の小売電気事業者にお問合せ下さい。

19. お問い合わせ先 ※ENEOSでんきに関するお問い合わせおよび契約の変更・解除の申し出はカスタマーセンターへ

小売電気事業者：JXTGエネルギー株式会社
(小売電気事業者登録番号：A0050)

代理店(媒介者)

ENEOSでんき・都市ガス カスタマーセンター

受付時間：午前9時～午後5時(第3日曜日と年末年始を除く)

ENEOSでんきに関するお問合せ：

☎ 0120-15-8704 (IP電話などからは 03-6627-1763)

ENEOS都市ガスに関するお問合せ：

☎ 0120-86-8704 (IP電話などからは 03-6735-9031)

<https://www.no.e.jxtg-group.co.jp/ouchi/>

〈代理店向け〉会社名・連絡先(電話番号)を押印・記載下さい